

生存権を侵害する生活保護基準引下げに思うこと

生活保護は、憲法第25条1項の生存権の保障を具体化した制度であるところ、保護基準の改定は、生活保護利用者の生命・健康に直結する重大な行為といえます。さらに、生活保護基準は、住民税の非課税基準や就学援助の適用基準など国の47もの制度に連動することから、国民の生活水準にも多大な影響をもたらすものです。

国は、保護利用者のくらしの実態調査や意見の聞き取りもせずに、2013年度から過去最大の保護基準引下げ(平均6.5%、最大10%)を実施し、結果、96%の世帯の保護費が減額となりました。この引下げによって、保護利用者のくらしは一層困窮を極めることになりました。1日3食から2食に減らした、医者への指導に沿った栄養が摂れない、友人との交友や親戚との付き合いもできなくなったなど、悲痛な声が上がっています。

保護基準の引下げについてあなたが思うことを、さいたま地裁裁判長に届けましょう。

氏名 _____	市・町在住 _____
----------	-------------

呼びかけ団体 生活保護基準引下げ反対埼玉連絡会

■連絡先 〒363-0011 埼玉県桶川市北2-9-6B棟 飛鳥井司法書士事務所

電話 048-771-8690 FAX 048-776-6081

■送り先・取扱団体 【 _____ 】